平成29年度

登米市一般・特別会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月2日提出〕

宮城県登米市

一般会計補正予算

(第6号)

平成29年度登米市一般会計補正予算(第6号)

平成29年度登米市一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ720,940千円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,708,104千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。 (繰越明許費)

- 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。 (債務負担行為の補正)
- 第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)
- 第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

平成30年2月2日提出

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 7,437,569	千円 194, 015	千円 7,631,584
	1 市民税	3, 157, 001	131,000	3, 288, 001
	2 固定資産税	3, 366, 594	90, 000	3, 456, 594
	4 市たばこ税	630, 435	△26, 956	603, 479
	5 鉱産税	32	△29	3
8 地方特例交付金		29, 000	801	29, 801
	1 地方特例交付金	29, 000	801	29, 801
9 地方交付税		17, 696, 000	△100, 197	17, 595, 803
	1 地方交付税	17, 696, 000	△100, 197	17, 595, 803
11 分担金及び負担金		260, 217	△4, 442	255, 775
	1 分担金	47, 435	△4, 067	43, 368
	2 負担金	212, 782	△375	212, 407
12 使用料及び手数料		700, 068	△15, 029	685, 039
	1 使用料	290, 520	△1, 868	288, 652
	2 手数料	409, 548	△13, 161	396, 387
13 国庫支出金		4, 979, 255	△34, 744	4, 944, 511
	1 国庫負担金	3, 336, 852	28, 470	3, 365, 322
	2 国庫補助金	1, 608, 243	△63, 214	1, 545, 029

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 県支出金		千円 3,084,388	千円 △147, 521	千円 2,936,867
	1 県負担金	1, 398, 160	6, 945	1, 405, 105
	2 県補助金	1, 473, 303	△116, 238	1, 357, 065
	3 委託金	212, 925	△38, 228	174, 697
15 財産収入		119, 558	5, 377	124, 935
	1 財産運用収入	74, 545	1, 377	75, 922
	2 財産売払収入	45, 013	4,000	49, 013
17 繰入金		3, 029, 365	△940, 160	2, 089, 205
	2 基金繰入金	2, 939, 769	△940, 160	1, 999, 609
18 繰越金		102, 681	626, 488	729, 169
	1 繰越金	102, 681	626, 488	729, 169
19 諸収入		903, 341	93, 072	996, 413
	3 貸付金元利収入	426, 461	21, 343	447, 804
	4 受託事業収入	33, 740	△5, 961	27, 779
	5 雑入	435, 591	77, 540	513, 131
	6 公営企業貸付金元利収入	0	150	150
20 市債		7, 815, 600	△398, 600	7, 417, 000
	1 市債	7, 815, 600	△398, 600	7, 417, 000
歳 入	合 計	48, 429, 044	△720, 940	47, 708, 104

歳出

款	項	補正前の額	補正額	1
1 議会費		千円 304, 317	千円 △2,875	千円 301, 442
	1 議会費	304, 317	△2,875	301, 442
2 総務費		5, 598, 670	△88, 206	5, 510, 464
	1 総務管理費	4, 771, 916	△20, 353	4, 751, 563
	2 徴税費	368, 631	△2, 986	365, 645
	3 戸籍住民基本台帳費	215, 205	△6, 297	208, 908
	4 選挙費	192, 869	△58, 547	134, 322
	5 統計調査費	11, 515	△23	11, 492
3 民生費		13, 996, 483	△285, 853	13, 710, 630
	1 社会福祉費	6, 458, 104	△5, 952	6, 452, 152
	2 児童福祉費	6, 545, 309	△315, 145	6, 230, 164
	3 生活保護費	987, 045	35, 152	1, 022, 197
	5 災害救助費	5, 565	92	5, 657
4 衛生費		5, 271, 882	△134, 911	5, 136, 971
	1 保健衛生費	1, 502, 929	△75	1, 502, 854
	2 清掃費	1, 790, 811	△61, 964	1, 728, 847
	3 病院費	1, 681, 312	△5, 575	1, 675, 737
	4 上水道費	296, 830	△67, 297	229, 533

款	項	補正前の額	補 正 額	1
		千円	千円	千円
5 労働費		96, 126	△878	95, 248
	2 失業対策費	9, 481	△878	8, 603
6 農林水産業費		2, 949, 539	△2, 239	2, 947, 300
	1 農業費	2, 744, 600	△2, 239	2, 742, 361
7 商工費		1, 200, 118	△4 , 752	1, 195, 366
	1 商工費	920, 018	△4 , 748	915, 270
	2 観光費	280, 100	$\triangle 4$	280, 096
8 土木費		4, 417, 635	△62, 995	4, 354, 640
	2 道路橋りょう費	2, 434, 646	△16, 261	2, 418, 385
	4 都市計画費	119, 301	△11, 730	107, 571
	5 下水道費	1, 218, 389	△5, 858	1, 212, 531
	6 住宅費	322, 940	△29, 146	293, 794
9 消防費		1, 991, 122	△6, 821	1, 984, 301
	1 消防費	1, 991, 122	△6, 821	1, 984, 301
10 教育費		5, 449, 189	△165, 978	5, 283, 211
	1 教育総務費	836, 412	△3, 517	832, 895
	2 小学校費	700, 708	△8, 718	691, 990
	3 中学校費	373, 208	△2, 667	370, 541

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 幼稚園費	480, 630	△18, 551	462, 079
	5 社会教育費	830, 501	0	830, 501
	6 保健体育費	1, 337, 772	△128, 892	1, 208, 880
	7 学校給食費	889, 958	△3, 633	886, 325
11 災害復旧費		83, 078	0	83, 078
	1 農林水産業施設災害復 旧費	25, 000	0	25, 000
	2 公共土木施設災害復旧 費	38, 078	0	38, 078
12 公債費		7, 000, 885	34, 568	7, 035, 453
	1 公債費	7, 000, 885	34, 568	7, 035, 453
歳出	슴 랅	48, 429, 044	△720, 940	47, 708, 104

第2表 継続費補正

1.変更

款	項	事 業 名	補	正前	前	補	正	发						
办人	4	尹 未 石	総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額						
3 民生費	2 児童福祉費	迫児童館整備	_{千円} 817, 500	平成29年度	^{千円} 349, 384	千円 511, 111	平成29年度	^{千円} 218, 244						
		事業	尹未	平成30年度	468, 116	511, 111	平成30年度	292, 867						
				平成28年度	0		平成28年度	0						
8 土木費	2 道路橋りょう費		線道路整備事	う費 線道路整備事 153,4	線道路整備事	線道路整備事	線道路整備事	線道路整備事	153, 436	平成29年度	46, 030	153, 436	平成29年度	41, 434
						平成30年度	107, 406		平成30年度	112, 002				
10 教育費	6 保健体育費 パークゴルフ	6 保健体育費 パークゴルフ 832, 287	平成29年度	559, 282	738, 565	平成29年度	466, 343							
	•	場整備事業		平成30年度	273, 005	730, 303	平成30年度	272, 222						

第3表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉一般管理事業	手円 34, 160
	2 児童福祉費	こじか園管理運営事業	3, 651
4 衛生費	1 保健衛生費	住宅用新・省エネルギー設備導入 支援事業	4, 899
6 農林水産業費	1 農業費	農業用用排水施設等維持管理事業	1, 426
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	12, 010
		道路新設改良事業	125, 801
		橋りよう維持補修事業	53, 120
	6 住宅費	住宅管理事業	11, 463
		定住促進住宅管理事業	1,719
9 消防費	1 消防費	災害対策事業	8, 163
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	6, 208
		都市計画施設災害復旧事業	1, 885

第4表 債務負担行為補正

1. 追加

事項	期間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務 の委託等に関する契約	平成30年度	千円 平成30年度当初予算に計上する当該契約に 係る予算の範囲内
宮城県・市町村共同電子申請サービス負担金(企 画政策課)	平成30年度から 平成31年度まで	908
電気主任技術者外部委託業務委託料 (クリーンセンター)	平成30年度から 平成31年度まで	882
施設管理業務委託料(衛生センター)	平成30年度から 平成31年度まで	319, 938
日直業務委託料(迫庁舎外2施設)	平成30年度から 平成32年度まで	19, 376
日直業務委託料(登米総合支所外2施設)	平成30年度から 平成32年度まで	19, 376
日直業務委託料(豊里総合支所外2施設)	平成30年度から 平成32年度まで	19, 376
印刷機借上料 (南方総合支所)	平成30年度から 平成32年度まで	817
自家用電気工作物電気保安業務委託料(迫庁舎外 40施設) (平成30年度追加分)	平成30年度から 平成33年度まで	118
コピー機借上料 (議会事務局)	平成30年度から 平成34年度まで	1, 232
コピー機借上料(総務課)	平成30年度から 平成34年度まで	1,530
固定資産台帳システム保守業務委託料(総務課)	平成30年度から 平成34年度まで	10, 297
コピー機借上料(迫総合支所)	平成30年度から 平成34年度まで	1, 154
コピー機借上料 (津山総合支所)	平成30年度から 平成34年度まで	2, 333
コピー機借上料 (農業委員会事務局)	平成30年度から 平成34年度まで	3,610
コピー機借上料(農村整備課)	平成30年度から 平成34年度まで	1,620
パソコン借上料(農村整備課)	平成30年度から 平成34年度まで	532
コピー機借上料(消防総務課)	平成30年度から 平成34年度まで	4, 387
コピー機借上料 (教育総務課)	平成30年度から 平成34年度まで	1,070
印刷機借上料(教育総務課)	平成30年度から 平成34年度まで	1, 685
印刷機借上料 (佐沼小学校)	平成30年度から 平成34年度まで	972
コピー機借上料(新田小学校)	平成30年度から 平成34年度まで	1, 368
コピー機借上料 (加賀野小学校)	平成30年度から 平成34年度まで	1,005
印刷機借上料 (西郷小学校)	平成30年度から 平成34年度まで	953

事項	期間	限度額
パソコン借上料(生涯学習課)	平成30年度から 平成34年度まで	千円 1,478
コピー機借上料 (北部学校給食センター)	平成30年度から 平成34年度まで	895
印刷機借上料(北部学校給食センター)	平成30年度から 平成34年度まで	778
コピー機借上料 (西部学校給食センター)	平成30年度から 平成34年度まで	1, 154

第5表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法
社会教育事業	千円 3,700		5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	

2. 変 更

力体の日始	補	Ì	Ē	前	補	II	Ē 1	後
起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
公共施設等除却事業	千円 2,700				千円 3,000			
児童福祉事業	605, 700				467, 700			
上水道事業	235, 500				167, 900			
道路整備事業	1, 204, 800				1, 186, 200			
街なみ環境整備事業	12, 800		5.0% 以内(た	政府資金については、その融資条件によ	4, 000			
消防施設整備事業	895, 000		だし、利を見ずでは、利を見ずでは、一次に対し、一次に対し、一次に対し、一次に対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、	利し借るの利直のお、直り他そに者もた政りび短繰くによ、合期限又も間限又もし償還し償職とはしば	888, 800	補正前に一同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
防災情報施設整備事業	291, 200	証書借入 又は証券	り入れる資金に、利		299, 300			
義務教育施設整備事業	669, 600	発行	率の見直 しを行っ		665, 500			
教育施設整備事業	59, 300		た後においます。		58, 500			
体育施設整備事業	741, 400		し後の利率)	低利に借換え することがで きる。	648, 400			
幼稚園施設整備事業	800				700			
公共土木施設災害復旧 事業	4, 300				17, 500			
農林水産業施設災害復 旧事業	2, 200				3, 600			
臨時財政対策債	1, 494, 000				1, 405, 900			

国民健康保険特別会計補正予算

(第5号)

平成29年度登米市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

平成29年度登米市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,604千円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,175,518千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成30年2月2日提出

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 県支出金		千円 451,909	千円 △48	千円 451,861
	2 県補助金	333, 242	△48	333, 194
8 財産収入		53	144	197
	1 財産運用収入	53	144	197
9 繰入金		792, 476	△2, 700	789, 776
	1 他会計繰入金	686, 337	△3	686, 334
	2 基金繰入金	106, 139	△2, 697	103, 442
歳入	合 計	11, 178, 122	△2, 604	11, 175, 518

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		190, 866	△2,748	188, 118
	2 徴税費	39, 576	△2,748	36, 828
2 保険給付費		6, 459, 679	0	6, 459, 679
	1 療養諸費	5, 554, 494	0	5, 554, 494
9 基金積立金		54	144	198
	1 基金積立金	54	144	198
歳出	合 計	11, 178, 122	△2, 604	11, 175, 518

第2表 債務負担行為補正

1. 追 加

事項	期間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務 の委託等に関する契約	平成30年度	千円 平成30年度当初予算に計上する当該契約に 係る予算の範囲内

後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号)

平成29年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

平成29年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,321千円を減額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ826,676千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年2月2日提出

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 288, 589	千円 △12, 321	千円 276, 268
	1 一般会計繰入金	288, 589	△12, 321	276, 268
歳	合 計	838, 997	△12, 321	826, 676

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		46, 022	△373	45, 649
	2 徴収費	5, 645	△373	5, 272
2 後期高齢者医療広域連合納付金		787, 626	△11, 948	775, 678
	後期高齢者医療広域連 1 合納付金	787, 626	△11, 948	775, 678
歳出	合 計	838, 997	△12, 321	826, 676

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務 の委託等に関する契約		千円 平成30年度当初予算に計上する当該契約に 係る予算の範囲内

介護保険特別会計補正予算

平成29年度登米市介護保険特別会計補正予算(第4号)

平成29年度登米市介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172,148千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,703,690千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年2月2日提出

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		2, 524, 240	46, 646	2, 570, 886
	1 国庫負担金	1, 651, 428	31, 851	1, 683, 279
	2 国庫補助金	872, 812	14, 795	887, 607
4 支払基金交付金		2, 534, 712	50, 652	2, 585, 364
	1 支払基金交付金	2, 534, 712	50, 652	2, 585, 364
5 県支出金		1, 290, 915	25, 889	1, 316, 804
	1 県負担金	1, 246, 897	26, 941	1, 273, 838
	3 県補助金	44, 016	△1, 052	42, 964
6 財産収入		84	△20	64
	1 財産運用収入	84	△20	64
7 繰入金		1, 353, 471	16, 815	1, 370, 286
	1 一般会計繰入金	1, 353, 470	16, 815	1, 370, 285
8 繰越金		76, 147	32, 166	108, 313
	1 繰越金	76, 147	32, 166	108, 313
歳	合 計	9, 531, 542	172, 148	9, 703, 690

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	1
1 総務費		千円 180,816	千円 △3,765	千円 177, 051
	1 総務管理費	94, 538	3, 693	98, 231
	2 徴収費	7, 342	△76	7, 266
	4 認定事務費	78, 771	△7, 382	71, 389
2 保険給付費		8, 917, 923	180, 901	9, 098, 824
	1 介護サービス等諸費	8, 101, 589	212, 428	8, 314, 017
	介護予防サービス等諸 2 費	200, 826	△1, 691	199, 135
	4 高額介護サービス等費	148, 860	4, 669	153, 529
	6 特定入所者介護サービ ス等費	438, 952	△34, 505	404, 447
4 地域支援事業費		274, 057	△5, 393	268, 664
	2 包括的支援事業・任意 事業費	139, 434	△5, 393	134, 041
5 基金積立金		73, 679	405	74, 084
	1 基金積立金	73, 679	405	74, 084
歳出	合 計	9, 531, 542	172, 148	9, 703, 690

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務 の委託等に関する契約		千円 平成30年度当初予算に計上する当該契約に 係る予算の範囲内

土地取得特別会計補正予算

(第3号)

平成29年度登米市土地取得特別会計補正予算(第3号)

平成29年度登米市土地取得特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,586千円を減額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,550千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月2日提出

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		83	13	96
	1 財産運用収入	83	13	96
2 繰入金		161, 043	△16, 599	144, 444
	2 基金繰入金	160, 895	△16, 599	144, 296
歳入	合 計	161, 136	△16, 586	144, 550

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		161, 126	△16, 586	144, 540
	1 基金費	231	13	244
	2 繰出金	160, 895	△16, 599	144, 296
歳出	合 計	161, 136	△16, 586	144, 550

下水道事業特別会計補正予算

(第5号)

平成29年度登米市下水道事業特別会計補正予算(第5号)

平成29年度登米市下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,908千円を減額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,959,892千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。 (債務負担行為の補正)
- 第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)
- 第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年2月2日提出

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		77, 071	△3, 488	73, 583
	2 負担金	49, 591	△3, 488	46, 103
2 使用料及び手数料		759, 785	△7, 694	752, 091
	1 使用料	758, 924	△7, 694	751, 230
3 国庫支出金		292, 357	12, 818	305, 175
	1 国庫補助金	292, 357	12, 818	305, 175
5 財産収入		49	△9	40
	1 財産運用収入	49	△9	40
6 繰入金		1, 896, 337	△11, 135	1, 885, 202
	1 一般会計繰入金	1, 805, 308	△11, 135	1, 794, 173
9 市債		1, 692, 100	△18, 400	1, 673, 700
	1 市債	1, 692, 100	△18, 400	1, 673, 700
歳 入	合 計	4, 987, 800	△27, 908	4, 959, 892

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		1, 121, 254	△462	1, 120, 792
	1 総務管理費	237, 870	7	237, 877
	2 施設管理費	883, 384	△469	882, 915
2 事業費		1, 296, 608	△21, 116	1, 275, 492
	1 下水道施設整備費	1, 296, 608	△21, 116	1, 275, 492
3 公債費		2, 554, 938	△6, 330	2, 548, 608
	1 公債費	2, 554, 938	△6, 330	2, 548, 608
歳出	合 計	4, 987, 800	△27, 908	4, 959, 892

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金額
2 事業費	1 下水道施設整備費	公共下水道施設整備事業	千円 292, 804

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事項	期間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務 の委託等に関する契約		千円 平成30年度当初予算に計上する当該契約に 係る予算の範囲内

第4表 地方債補正

1. 変 更

19 May 19 11	補	Ì -	Ē	前	補	II	Ē 1	发			
起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法			
公共下水道事業	1,079,500		5.0% 以だし見で を見むで も も も も も も も も も も も も も も も も も も も	政府資金につの いて条件にその 融資、場合によ 他の債権者と	1,093,800						
農業集落排水事業	517, 300	証書借入 又は証券 発行	り資い利直行れにはのをたり、見しているので、見いのではのをできません。	り 入れる う 会 な は の を し た 後	り 入れ に な は の を を し た 後	資金につ にはの い率 した そ で を 後 く で の え た り た り た り た り た り た り た り た た り た り	協定よる。市は別のだのおりのだのおりのだのおりのだのおりのでのおりのでのおりのでのおりのでのおり	504, 400	補正前に 同じ	補正前に同じ	補正前に 同じ
浄化槽整備事業	95, 300		において は、当後 見直し の利率)	し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することがで きる。	75, 500						

宅地造成事業特別会計補正予算

(第3号)

平成29年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算(第3号)

平成29年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,599千円を減額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,444千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

平成30年2月2日提出

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		160, 895	△16, 599	144, 296
	1 他会計繰入金	160, 895	△16, 599	144, 296
歳入	合 計	161, 043	△16, 599	144, 444

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
		千円	千円	千円	
1 事業費		160, 895	△16, 599	144, 296	
	1 企業用地造成事業費	124, 376	△10, 056	114, 320	
	2 住宅用地造成事業費	36, 519	△6, 543	29, 976	
歳出	슴 計	161, 043	△16, 599	144, 444	

第2表 継続費補正

1.変更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
办人	ター ター	尹 未 石	総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
			千円		千円	千円		千円
				平成28年度	0		平成28年度	0
1 事業費	1 企業用地造成事業費	(仮称)登米 インター工業 団地整備事業	251, 230	平成29年度	100, 492	251, 230	平成29年度	90, 436
				平成30年度	150, 738		平成30年度	160, 794

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務 の委託等に関する契約		千円 平成30年度当初予算に計上する当該契約に 係る予算の範囲内